

年金記録適正化実施工程表

平成19年8月
厚生労働省※今後、作業をより円滑に推進するため、必要に応じて修正
することがありうる。

□ 内の記述は、7月5日政府・与党取りまとめ
・相談体制の拡充及び社会保障カードの導入については、
別途課題として検討

1. 名寄せ関係

I 直面する年金記録問題への対応

1. 年金記録の名寄せ

(1) 「5000 万件」の記録とすべての方の記録との名寄せ

① 名寄せの実施

名寄せを行うためのプログラムを開発した上で、年金受給
年齢に到達している「2880 万件」の記録を含め、「5000 万件」
の記録とすべての年金受給者及び現役加入者の方々のコンピ
ュータの記録との名寄せを実施する。【平成 19 年 12 月から
平成 20 年 3 月までを目途】

○ 「「5000 万件」の記録についての名寄せ及び「ねんきん特別便」
の実施に係るシステム開発の基本計画」(別添 1・参考 1)に基づ
き、システム開発及び既存システムの改修に取り組むこととし、
このための契約を平成 19 年 8 月 30 日に締結している。(別添
1)【平成 19 年 8 月～11 月目途】

(注) システム開発の契約については、「契約の性質又は目的が競争を許さ
ない場合」(会計法第 29 条の 3 第 4 項)に該当し、かつ、極めて緊急を
要する場合であることから、現行システムに習熟し、改修のもととな
る既存のシステムについて著作権を有している開発業者と契約を行う
こととしている。

I 1. (1)

② 記録の内容の解明

①と並行して、別途、死亡者や一時金受給者の状況等、「5000 万件」の記録の内容を解明して公表する。

- 別添 2 の「5000 万件」の年金記録の解明作業の基本的な考え方についてに基づき解明の作業を進める。
- 解明に当たっては、民間企業等から派遣された専門家による分析チームを編成し、名寄せ作業と並行して作業を進める。

I 1.

(2) マイクロフィルムにより保管されている記録「1430 万件」及び「36 万件」への対応

① 名寄せの実施

「1430 万件」及び「36 万件」の記録のマイクロフィルムのデータを磁気ファイル化するための入力作業を行い、その上で、年金受給者及び現役加入者のコンピュータ記録と名寄せを行う。

名寄せは、(1)の「5000 万件」の記録の名寄せと並行して行い、その結果、記録が結び付くと思われる方にはその旨を通知する。【平成 20 年 5 月までを目途に完了】

- 「マイクロフィルムにより保管されている「1430 万件」及び「36 万件」の記録への対応に係るシステム開発の基本計画」(別添 1・参考 2)に基づき、システム開発及び既存システムの改修に取り組むこととし、このための契約を平成 19 年 8 月 30 日に締結している。(別添 1)【平成 19 年 8 月～20 年 4 月目途】

I 1. (2)

② 記録の内容の解明

①と並行して、別途、「1430 万件」及び「36 万件」の記録の内容を解明して公表する。

- 別添 3 の「「1430 万件」及び「36 万件」のマイクロフィルムデータの解明作業の基本的な考え方について」に基づき、5000 万件の記録に準じた作業を行い、解明の作業を進める。

I 1.

(3) 基礎年金番号への統合に関連するその他の問題への対応

① 共済過去記録の基礎年金番号への統合

いわゆる共済過去記録「181 万件」については、厚生年金制度への一元化に向けて、基礎年金番号に統合する。この過程において、「181 万件」とすべての年金受給者及び現役加入者の記録との名寄せを行った上で、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨をお知らせする。【平成 21 年度中を目途】

- 共済組合等において保有している共済過去記録を共済組合等から提供を受けて、平成 20 年度において、名寄せ・照会を行い、照会文書への回答・相談を通じて、平成 21 年度中を目途に基礎年金番号への統合を行う。(別添 4)
- システム開発に当たっては、5000 万件の名寄せシステムの活用を検討する。
- 名寄せ・照会を行ってもなお、基礎年金番号との統合に至らない共済過去記録については、平成 21 年度以降、社会保険庁において、別途の管理を行うことなどを検討する。

I 1. (3)

② 基礎年金番号の重複付番の解消及び発生防止

ア 平成 18 年 10 月時点で判明した重複付番(2 万件)のうち未解消の 4 千件の解消に向け、個別訪問等徹底した調査を実施する。【平成 19 年 8 月中】

平成 18 年 10 月以降これまでに発生した可能性のある重複付番についても同様に対応する。【平成 19 年 10 月以降逐次実施】

イ 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、徹底した調査の実施により、重複付番の発生を防止する。【今後随時】

- 平成 18 年 10 月時点では重複付番が 22,063 件であったが、平成 19 年 8 月 15 日現在では、73 件に減少している。
今後、訪問等により個別に照会して解消するとともに、平成 18 年 10 月以降発生した可能性のある重複付番についても、社会保険事務所において徹底した調査を行い、早期に解消する。
- 新規に基礎年金番号の付番を行う場合には、同一人調査(氏名、性別、生年月日、住所の 4 項目の一致を確認)の完全実施を図り、その発生を徹底的に防止する。

I 1. (3)

③ いわゆる無年金者の方への年金記録問題に関するお知らせ

いわゆる無年金者の方については、今後、市町村に協力を依頼し、介護保険料徴収に関する情報を活用して、今般の問題に関する注意喚起と呼びかけを行う。【平成 20 年度以降随時】

- 平成 19 年度中に市町村に協力を依頼し、平成 20 年 6 月を目途に、介護保険の普通徴収者(年金から介護保険料を源泉徴収されていない者)に送付する保険料納入告知書に、年金を受給し忘れていないか等の注意喚起と呼びかけのためのチラシを同封して送付する。

I 1. (3)

④ 厚生年金基金と社会保険庁の記録の突合せ

社会保険庁から、厚生年金基金ごとに被保険者記録を提供し、全基金において記録の突き合わせを実施する。【平成 20 年度中を目途】

- 平成 20 年度において企業年金連合会及び各厚生年金基金が

突合せを実施できるよう、社会保険業務センターにおいて基金番号が収録された記録を抽出するためのシステム開発を行い、平成 20 年 12 月を目途に、企業年金連合会分及び各基金分に振り分け、被保険者記録を提供する。(別添 5)

I 1. (3)

⑤ 旧令共済組合員期間の厚生年金被保険者期間への通算に関する制度の周知

陸海軍工廠等の旧令共済組合員期間を厚生年金の被保険者期間に通算して、定額部分相当の給付を行う特例措置については、制度の沿革を踏まえたもので旧令共済に係る記録が当然に統合されるというのではなく、年金裁定の都度確認される必要があることから、確実に年金給付に結び付けるため、これらの制度の周知を更に図っていく。【平成 19 年度以降随時】

- 政府広報(平成 19 年 11 月予定)等の各種広報手段を活用することにより、制度の仕組みや手続き(注)の周知を図ることとする。その具体的な方法について早期に検討し、平成 19 年度以降、随時実施する。

(注) 社会保険事務所等に申し出ていただくことにより、関係機関(厚生労働省社会・援護局、外務省等)間の必要な照会手続きが行われる仕組みとなっている。(別添 6)

2. ねんきん特別便関係

I

2. すべての方への加入履歴のお知らせ(「ねんきん特別便」)

(1) 名寄せにより新たに記録が結び付くと思われる方

「5000 万件」の名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方に対し、その旨と加入履歴をお知らせする。【平成 19 年 12 月から平成 20 年 3 月までを目途】

I 2.

(2) その他のすべての方

上記(1)のお知らせに加えて、「ねんきん定期便」に代えて、年金受給者及び現役加入者の方々に、加入履歴を送付する。

具体的には、平成20年4月から10月までの間に、「5000万件」の記録の名寄せの結果、お知らせの対象とならなかったすべての年金受給者及び現役加入者の方々に対し、順次、年金の加入履歴の送付を行う。

ア 年金受給者の方々：平成20年4月と5月を目途に優先してお知らせ

イ 現役加入者の方々：平成20年6月から10月までを目途に、順次、お知らせ

- 平成19年12月から平成21年3月までの間、誕生月における年金個人情報の送付については、これまで予定していた「ねんきん定期便」に代えて、全受給者及び加入者に対して、加入期間及び加入履歴を通知する「ねんきん特別便」を送付する。
 - ・名寄せの結果、記録が結び付くと思われる方へのお知らせ
【平成19年12月～20年3月目途】
 - ・その他すべての方へのお知らせ
 - ①既に年金を受けられている方 【平成20年4月～5月目途】
 - ②今後年金を受け取る予定の方 【平成20年6月～10月目途】
- 記録が結び付くと思われる方及び58歳到達者に対しては、58歳通知と同様、返信用書類として「確認はがき」及び「年金加入記録照会票」を同封することとし、記録に間違いがないと確認できた場合には「確認はがき」を、記録の訂正が必要な場合には「年金加入記録照会票」を返信していただくこととする。

なお、58歳到達者に対しては、求めに応じて将来の年金見込額を通知する。
- 記録が結び付くと思われる方から「確認はがき」や「年金加入記録照会票」の返信がない場合には、本人に確認ができるまで照会を行う。
- 厚生年金被保険者に係る「ねんきん特別便」について、経済団

体の協力を得られることを前提に、平成 9 年の基礎年金番号導入時の例を踏まえ、事業主経由で送付することを検討する。

- 「ねんきん定期便」は、「ねんきん特別便」がすべての方に届き、これに伴う記録の訂正やその後の加入情報の更新が行われることを勘案して、平成 21 年 4 月から本格実施するが、その際、次の点について検討する。(別添 8)

- ① 平成 21 年 4 月から一定期間については、被保険者の方々に繰り返し十分に過去の納付状況を確認していただくことが必要である。このため、加入期間、年金見込額など「ねんきん定期便」として送付を予定している情報に加えて、全年齢の被保険者に加入履歴並びに過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)をお知らせする。

- ② 上記の一定期間経過後は、全年齢の被保険者に、加入期間、年金見込額などに加えて、直近 1 年分の厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況を毎年お知らせする。

また、35 歳、45 歳、58 歳の節目に該当する被保険者には、加入履歴、過去のすべての厚生年金の標準報酬月額及び国民年金の保険料納付状況(納付、未納、免除等の別)を併せてお知らせする。

(注)厚生年金の標準報酬月額が記載されていることにより、事業主により厚生年金の保険料が納付されていることを確認できることとなる。

3. 特殊台帳等との突合せ

I

3. コンピュータの記録と台帳等の記録の突合せ

① 国民年金の特殊台帳の記録の突合せ

社会保険庁が保管する国民年金の特殊台帳の記録(マイクロフィルム)について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。

② 国民年金の被保険者名簿の記録の突合せ

国民年金の普通台帳のほとんどは廃棄されているため、念

のため、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録について、コンピュータの記録と突き合わせて確認する。このため、市町村の保管する被保険者名簿を国に移管し、突き合わせに備えて点検・整備する。

なお、国民年金の被保険者名簿は、いわば「控えの帳簿」であって、これまでの国民年金保険料の納付記録は、既にコンピュータに収録されていることについて、十分広報する。

③ 厚生年金の被保険者名簿等の記録の突合せ

社会保険庁が保管する厚生年金の被保険者名簿・原票の記録(マイクロフィルム)について、それぞれコンピュータの記録と突き合わせて確認する。

なお、この突き合わせが効率的に行われるよう、厚生年金の被保険者名簿・原票の記録について、サンプル調査を速やかに行い、コンピュータへの転記が正確に行われたかどうかを確認する。

- 「国民年金の特殊台帳の記録」等との突合せ作業は、未統合記録 5000 万件の名寄せ及び記録が結び付くと思われる方への「ねんきん特別便」の送付が終わった後、平成 20 年度当初から行う。
- まずは、特例納付等複雑で特殊な記録であり、サンプル調査も終わっている「国民年金の特殊台帳の記録」の突合せを実施する。
- 国民年金の特殊台帳の突合せの具体的な事務処理は以下のとおりとする。
 - ① 外部委託によりマイクロフィルム記録及びオンライン記録の出力、第 1 次審査(現時点におけるオンライン記録との単純な突合せ)を行う。
 - ② 社会保険庁職員によって、第 2 次審査(第 1 次審査で「不一致」となった記録について、オンライン記録入力時点における記録との突合せ)を行い、併せて最終確認作業を行う。
 - ③ 記録の補正の必要が生じた場合には、社会保険事務所において、記録を補正する。

- 「厚生年金の被保険者名簿等の記録」及び「市町村が保管する国民年金の被保険者名簿の記録」の突合せについては、厚生年金の被保険者名簿等のサンプル調査の結果、市町村が保管する国民年金の被保険者名簿に関する準備作業の状況、特殊台帳の突合せの進行状況等を踏まえて取り組むこととする。

(別添9)

I 3.

④ 進捗状況の公表

①から③までの突き合わせの対象となる記録は膨大であり、一定の期間を要するため、その進捗状況を半年毎に公表する。

- 社会保険事務所における被保険者台帳等の保管状況及び市町村における国民年金の被保険者名簿の保管状況は、調査の結果、8月23日現在では、別添10のとおりである。
- 平成20年1月を目途に、下記の事項の検討・実施状況を公表する。
 - ・ 「国民年金の特殊台帳」の突合せ作業の具体的実施方法の検討
 - ・ 「厚生年金の被保険者名簿等」のサンプル調査の実施方法の検討
 - ・ 市町村が保管する国民年金の被保険者名簿について、保管媒体に応じた出力・整理等の準備作業の検討、突合せ作業の実施方法の検討
- 平成20年7月以降は、「国民年金の特殊台帳」の突合せ作業等、順次行われる突合せ作業の進捗状況を半年毎に公表する。

4. その他

Ⅲ 新たな年金記録管理システムの構築

1. 新たな年金記録管理システムの導入【平成23年度中を目途】

現行の旧式の記録管理システム(レガシーシステム)を刷新するとともに、住民基本台帳ネットワークとの連携を確立する。これにより、住所異動、氏名変更、死亡といった変動に、社会保険庁の側から十分に対応できていなかった従来のシステムを根本的に改め、これらの変動がある度に年金管理記録に反映される仕組みとする。

- 旧式の記録管理システム(レガシーシステム)については、平成18年3月に策定した「社会保険業務の業務・システム最適化計画」に基づき、オープン化(専用機器から汎用機器への移行等)による再構築を行うこととしている。平成19年3月に基本設計書の作成が完了しており、平成19年度中に詳細設計以降の工程の調達を開始予定。(別添11)

なお、住民基本台帳ネットワークとの連携については、詳細設計以降の工程において対応を検討し、反映する仕組みを取り込む。

IV その他の課題への対応

1. 年金時効特例法により年金の増額の対象となる方々へのお知らせ

いわゆる年金時効特例法の対象となる方々への年金の増額が漏れなく行われるよう、同法の概要や必要な手続等に関する広報の実施、相談体制の整備を行うほか、対象となる方には、年金加入記録等を予め記載した裁定請求書(自署又は記名押印だけで請求が可能。「ターンアラウンド請求書」)を順次お送りする。【平成19年9月から1年以内を目途に送付】

- 年金時効特例法の施行(平成19年7月6日)に伴い、①政府広報、②ポスターの掲示、③市町村広報誌への記事掲載依頼、④社会保険庁ホームページへの掲載、などによる広報を実施するとともに、社会保険事務所や「ねんきんダイヤル」における相談体制の整備を行っている。
- 年金時効特例法の施行日以降、平成19年8月19日までに同法に基づく手続を10,663件受け付けており、また、これまでに866人に対して、支給決定を行った。

- 平成 19 年 9 月からは、対象となる方に対して、予め必要な記載事項を印字した手続用紙を順次送付し、ターンアラウンド方式による手続を開始することとしている。

IV

2. 保険料の着服への対応

保険料納入については、毎年の保険料払込済の通知や、保険料が未納となっている場合の納付催告状の送付のほか、現金による納入について、毎日、被保険者に対して発行した「領収書の控え」と「日銀払込みの現金払込書」と突き合わせを行っており、これらにより、着服があった場合には発覚する仕組みとなっている。

また、着服が発覚した場合には、刑事告発、免職、損害賠償請求、公表という一連の厳しい措置を採ることとしている。

今後、これらの発生防止の仕組みや発覚時の措置について、徹底して周知し、発生を防止する。【平成 19 年 7 月以降随時】

なお、今後、「年金記録確認第三者委員会」における確認作業の過程等で着服の事案が明らかとなった場合にも、現行と同様、保険料は当然本人から支払われたものとして取り扱う。

- 不正事故の防止については、平成 19 年 7 月 31 日、地方社会保険事務局あて通知し、平成 18 年 3 月の「不正事故防止のための点検事項」^(注)を再確認するとともに、(1)職員による着服等の不正行為は発覚する仕組みとなっていること、及び(2)不正行為に対しては、①刑事告発、②免職、③損害賠償請求、④公表(氏名を含む)を行うことについて、改めて職員に周知徹底するよう指示した。

(注)

- ・ 現金による保険料納付の場合には、社会保険事務所の管理者が、領収証控と現金払込書を毎日突合せすること、
- ・ 年金の保険料納付のオンライン入力について、担当者は、管理者のカードを借りて入力し、管理者が入力結果と原議を突合せすること 等